

日の出スポーツクラブ 規約

第1章 総則

(名称)

第1条： 本クラブは、日の出スポーツクラブ(以下、「本クラブ」という)と称する。略称を「ヒノスポ」とし英文名称を「Hinode Sports Club」、英文略称を「HINOSPO」とする。

(目的)

第2条： 本クラブは、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境づくりをめざし、浦安市日の出地区における生涯スポーツ活動の振興を図り、地域住民の健全な心身の保持増進と、スポーツを通じて子どもたちの健全育成に、そして世代を越えた地域住民の交流を通じて、活気あふれるふれあいの町づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条： 本クラブは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1)各種スポーツ教室の開催
- (2)専門クラブの活動の支援
- (3)各種研修会、講習会の開催
- (4)クラブに関する広報活動
- (5)その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第4条： 本クラブには、以下の2種類の会員から構成される。

- (1)特定の競技を楽しむ2名以上からなる団体会員(専門クラブ)
- (2)個人会員

(会員の権利)

第5条: 会員は以下の権利を有する

- (1) 個人会員:本クラブが開催するスポーツ教室などのイベントへの参加
- (2) 個人会員:専門クラブが実施するオープン参加練習への参加
- (3) 団体会員:専門クラブとして週 1 回程度以上の運動施設の利用

(入会資格)

第6条: 本クラブに入会するものは、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1)本クラブの設立趣旨及び第2条の目的を理解し賛同する者であること。
- (2)本クラブの諸規定を遵守する者であること
- (3)個人または専門クラブにおいて、スポーツ傷害保険に加入するものであること。

- ・ いくらくらぶ(バレーボール)
- ・ サンライズ(トリムバレー)
- ・ 浦安ファミリーバドミントンクラブ(ファミリーバドミントン)
- ・ 新浦安リトルマーメイズ(チアダンス)
- ・ ユニバーサルバトン新浦安(バトントワリング)
- ・ ドルフィンズ・ジュニア(野球)
- ・ マリーナFC(サッカー)

(5)上記クラブ以外の専門クラブ会員への登録申し出があった場合、運営委員会での3分の2以上の承認をもって、追加登録を認めるものとする。

(6)団体会員となった専門クラブの構成員は、原則として本クラブの個人会員に登録するものとする。

(会員の資格の喪失)

第7条： 本クラブ員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき
- (2)本人が死亡したとき(団体が消滅したとき)
- (3)1年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(除名)

第8条： 会員が次の各号に該当するときは、運営委員会の決議によりこれを除名することができる。

- (1)この規約等に違反したとき
- (2)本クラブの名誉を傷つけ、又は本クラブの目的に反する行為をしたとき

(入会手続)

第9条： 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込むものとする。また、入会后、入会申し

込み時の記載事項に変更があった場合には速やかに書面にて届け出なければならない。

(会費)

第10条： クラブ員は、運営委員会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会費の納入)

第11条： 会員は入会手続時に入会金・年会費を支払うものとする。

(会費の返還)

第12条： 既納の会費及びその他の拠出金品は返還しないものとする。ただし、年度末決算時に、余剰資金が

ある場合で、運営委員会において、3分の2以上の合意が得られるときには、会員に還付すること

ができるものとする。

第3章 施設

(施設利用について)

第 13 条：本クラブは、原則として、日の出南小の運動施設（運動場・体育館）を利用して運営する。

2. 日の出南小の運動施設利用においては、日の出南小学校行事を優先し、小学校での利用の時間外の遊休時間に限った利用とする。

3. 日の出南小は、地域コミュニティの発展のために積極的に本クラブの活動を支援するものとする。

4. 本クラブの施設の利用にあたっては、日の出南小学校施設管理者・浦安市市民スポーツ課の指示に従って利用するものとする。指示に従わない場合、本クラブまたは本クラブに属する専門クラブの施設利用を拒絶することができるものとする。

5. 本クラブは、月例の運営委員会の開催などにあたって、運動施設以外の学校施設利用を日の出南小に要請することがある。

6. 日の出南小以外の施設を利用する場合は、別途関係者と協議するものとする。

第4章 組織

（役員等）

第 14 条：本クラブは、個人会員から、次の役員を置く。役員は運営委員会を組織し、本クラブの運営を行なう。

(1) 運営委員長 1名 (2) 副会長 2名程度

(3) 会計 1名 (4) 庶務 1名

(5) 広報 1名 (6) 渉外 1名

(7) 一般委員 若干名 (8) 監事 1名

（役員を選任）

第 15 条：本クラブの運営委員会は、個人会員からの立候補、専門クラブからの推薦者から構成され、以下のとおり決定する。

2: 専門クラブ会員は、原則として 1 名の運営委員を派遣するものとする。

3: 個人会員 5 名以上からの推薦があった者がいる場合には、その時点の運営委員会にはかり、委員全員の承認が得られた場合、運営委員に就任できるものとする。

4: 運営委員は、総計 15 名以内とする。

(協力団体の認定)

第 16 条: 運営委員会は専門クラブのほかに、協力団体を認定することができる。

2: 協力団体は、運営委員を 1 名派遣することができる。

3: 本規約発足時点での認定協力団体は以下のとおり。

- ・ 浦安市サッカー協会
- ・ 浦安市卓球連盟
- ・ サンライズ(ソフトボール)
- ・ NPO 法人フラッグフットボールマネジメントジャパン

4: 運営委員会による協力団体の認定(脱退の認定を含む)は、委員会での 3 分の 2 以上の同意により決定できる。

5: 協力団体は、原則として月 1 回程度の施設利用を認める。ただし、その利用権は専門クラブの利用権を上回らない。

(支援団体への協力要請)

第 17 条: 運営委員会は、支援団体に協力を要請することができる。

2. 支援団体は、ヒノスポの理念を共有する以下の各団体

- ・ 日の出地域小中学校 PTA およびおやじの会など PTA 関連組織
- ・ 日の出南小、日の出小、日の出中学校

・浦安市市民スポーツ課

3. 運営委員会は、各支援団体に運営委員会への出席または運営委員への就任を要請することができる。

(運営委員の役職の選出)

第18条: 運営委員の役職は、運営委員会の中の互選により決定するものとする。

(職務)

第19条: 運営委員長は、本クラブを代表し、その業務を総括する。

2: 副委員長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。

3: 会計は、本クラブの会計事務を処理する。

4: 庶務担当は、事務局を総括し、本クラブの事務を司る。

5: 広報担当は、HPの整備・パンフレットの作成など広報全般を担当する。

6: 渉外担当は、学校、PTA、近隣自治会などとの渉外活動を担当する。

7: 一般委員は、院長や各担当を補佐する。

8: 監事は、本クラブの会計事務及び業務の執行状況を監査する。

(役員の任期)

第20条: 役員の任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2: 委員長は、何らかの理由により役員の変更があった場合は、次の委員会において報告し、承諾を得る。

3: 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

4: 役員の任期が満了になっても後任者が就任するまでその職務を遂行する。

第5章 指導者

(指導者)

第21条: 本クラブの指導者は、運営委員会の決議を経て委員長が委嘱する。

2: 指導者は、本クラブの趣旨に対し、スポーツ指導並びに青少年の健全育成に対する熱意を有する者とする。

3: 各専門クラブは、本クラブのスポーツ教室開催時に、運営委員会の求めに応じて、年6回程度、各回3名以上の指導者を派遣するものとする。指導者は、日本体育協会や各競技団体の資格取得者が望ましい。各専門クラブの状況に応じて、判断により、資格取得者以外でも指導を行なえるものとする。

4: 指導者が万一、本クラブの趣旨に違背する行為があった場合は、運営委員会の要請により理事会の議決をもって除名することができる。

5: 指導者の委嘱については、その権限を、運営委員長から各専門クラブに委譲することができる。

第6章 会議

第22条: 本クラブに次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 運営委員会

(3) 部会

(総会)

第23条: 総会は、本クラブの諸運営に関わる最高決議機関とする。

2: 運営委員会をもって総会とすることができる。その場合、一般会員も参加できる。

(運営委員会)

第24条: 運営委員会は運営委員をもって構成する。

2: 運営委員会は次に掲げる事項を審議し決定する。

- (1)本クラブの基本方針等に関わること
- (2)この規約の策定及び改廃に関すること
- (3)事業計画及び報告に関すること
- (4)予算及び決算に関すること
- (5)会費の決定に関すること
- (6)役員に関すること
- (7)その他、本クラブの運営に関し重要な事項

(部会)

第25条: 本クラブは運営委員会の指示のもと、必要に応じて部会を設置し召集することができる。

- 2:運営委員会は各部会の総括と調整、サポートにあたる。
- 3:各部会は、本クラブの目的達成のためにそれぞれ具体的な事業を計画し、理事会で承認後その実施にあたる。
- 4:各部会は、部会長の判断のもと、他の事業の補佐をするものとする。
- 5:部会長は部会を総括し、その協議内容を運営委員会に報告し、理事会の承認を得るものとする。

第7章 会 計

(資 金)

第26条: 本クラブの資金は以下のとおりとする。

- (1)入会金(団体・個人)
- (2)年会費(団体・個人)
- (3)補助金、助成金
- (4)寄付金、協賛金
- (5)その他

(資金の管理)

第27条: 本クラブの資金は会計担当が管理する。

(予算及び決算)

第28条: 本クラブの予算及び決算は運営委員会での承認・決議を必要とする。

(会計年度)

第29条: 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

第8章 事故の責任

(事故の責任)

第30条: 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブ諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違背して盗難、傷害が起きても本クラブ及び指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第31条: 本クラブは、スポーツ教室参加者のために、傷害保険または団体総合補償制度費用保険または行事参加者補償制度費用保険に加入するものとする。

2: 会員は、スポーツ教室参加時の事故怪我などについて、保険の適用を求めることができる。ただし、クラブで加入済みの保険の適用の範囲内の保障に限られる。

3: 専門クラブ活動時における会員の事故怪我などについては、専門クラブまたは個人で加入する保険を適用するものとし、本クラブに保険の適用を求められないものとする。

(破損の措置)

第32条: 使用施設・設備等を破損させ施設管理者に損害を与えた場合は、原則として使用者の責任において弁償等復旧の措置をとるものとするが、適正な範囲の使用において生じた破損については、使用者は直ちに本クラブと連絡をとり、その都度協議し対策をとるものとする。

第9章 細則

(細則)

第33条: 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の決議によって定める。

第10章 附則

(規約の変更)

第34条: 本規約の条項は、運営委員会において 2/3 以上の賛成をもって随時改正することができる。

附則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。